附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（道路交通法施行規則の一部改正）

第三条　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第二条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第三条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

第四条の表改正前欄及び改正後欄の道路交通法施行規則中「第二十一条の三」を「第二十一条の十八」に改める。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第二十六（第四十一条関係）

交通反則通告書（告知書番号）

告知年月日	令和　年　月　日		
告知者の所属、階級等及び氏名			
(1) 反則者 氏名	生年月日	年　月　日生（　歳）	職業
	本籍		
	住所		
	免許証・免許情報記録	第　号 令和　年　月　日　公安委員会交付等	
	保護者又は勤務先	住所　電 氏名　（　歳）　職業　続柄	
(2) 反則車両		登録(車両)番号　号	
(3) 反則日時		令和　年　月　日午前後　時　分頃	
(4) 反則場所	少 男・女		
(5) 反則事項・罰条			
(6) 反則行為の種別	車両等の種類（○印のもの）：大型車　普通車　二輪車　原付車　けん引重被牽引車	反則行為の種類	(7) 反則金額：円
(8) 納付	方法	場所	別添納付書によること。
(9) 納付すべき金額	円		
(10) 納付期限	令和　年　月　日		
(11) 通告年月日	令和　年　月　日		

上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第１項（第２項後段）の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。

警察本部長
（警視総監）　印
（方面本部長）

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十六（第四十一条関係）

交通反則通告書（告知書番号）

告知年月日	令和　年　月　日		
告知者の所属、階級等及び氏名			
(1) 反則者 氏名	生年月日	年　月　日生（　歳）	職業
	本籍		
	住所		
	免許証	第　号 平・令　年　月　日　公安委員会交付	
	保護者又は勤務先	住所　電 氏名　（　歳）　職業　続柄	
(2) 反則車両		登録(車両)番号　号	
(3) 反則日時		令和　年　月　日午前後　時　分ごろ	
(4) 反則場所	少 男・女		
(5) 反則事項・罰条			
(6) 反則行為の種別	車両等の種類（○印のもの）：大型車　普通車　二輪車　原付車　けん引重被牽引車	反則行為の種類	(7) 反則金額：円
(8) 納付	方法	場所	別添納付書によること。
(9) 納付すべき金額	円		
(10) 納付期限	令和　年　月　日		
(11) 通告年月日	令和　年　月　日		

上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第１項（第２項後段）の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。

警察本部長
（警視総監）　印
（方面本部長）

備考　用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。